

第七回 国会 大蔵 委員 会 議 録 第 二 十 三 号

昭和二十五年三月一日(水曜日)

午前十二時二分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事大上 司君 理事北澤 直吉君

理事小峯 柳多君 理事小山 長規君

理事前尾三郎君 理事河田 賢治君

岡野 清豪君 奥村文十郎君

鹿野 彦吉君 甲木 保君

佐久間 徹君 高間 松吉君

田中 啓一君 吉米地英俊君

西村 直巳君 三宅 則義君

田中織之進君 竹村宗良二君

中野 四郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

農林大臣 森 幸太郎君

出席府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 (主税局長) 平田敬一郎君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

大蔵事務官 (主税局長) 國稅庁長官 高橋 衡君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

三月一日

公認會計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(予)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

富給税法案(内閣提出第五四号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

公選人選定に関する件

○北澤委員長代理 これより會議を開きます。

酒法の質疑に入ります前にちよつと御報告いたします。それは明日の公選会における公選人選定の件であります。本件は去る二月二十四日の委員会におきまして、委員長、理事に御一任願いましたので、理事会で選考の結果、次の八名の公選人を選定いたしましたので、この際御報告申し上げます。

すなわち学識経験者として商大教授の井藤半彌君、同じく都留重人君、経団連の日本租税研究協会から十條製紙株式会社取締役金子佐一郎君、それから中小企業連盟常務理事の稻川宮雄君、農業協同組合代表会農実行委員会委員長黒田新一郎君、品川税務署直税課長森蔵之助君、元全国財務労組副委員長長徳島三郎君、それに酒税関係といたしまして日本酒造協会の代表理事の土田國太郎君、以上八名であります。

○北澤委員長代理 報告事項を終ります。

して、これより酒税法六案を一括議題とし、質疑を続行いたします。竹村宗良二君。

(北澤委員長代理退席、委員長着席)

○竹村委員 物品税のことでお聞きしますが、最近物品税を納めざるためにいろいろな方針を各地方でとつておるのです。たとえば正しい納税運動協力店というふうなビラを、下から盛り上げてこしらえるのでなしに、上から税務署が天くだりのにこしらえて押しつけるにこらうことをやつて、そうしてもちろん物品税を徴収することは当然でありますけれども、その徴収する方法についても、いろいろむづかしい上から押しつけたような帳簿等を押しつけ、あるいは、いろいろな形において非常に押しつけ的なやり方をやつておるところがあるのではありませんか、こういう点に対して一体どういう方針でおられるか、ひとつ承りたい。

○平田政府委員 物品税の発行面のことまかいは、国稅庁から見えました。答弁すると思ひますが、物品税につきましては、いかにこれを正確に納税せしめるかは、やはり相当重大な問題でございます。現在御承知の通り遺憾ながら相当税が多いのでございまして、しかし間接税におきましては、特に税が多いということになります。他の正常なまじめな納税者をして、競争関係に非常に不利に陥らしめる結果になるのであります。私ども

もとしましては、常に税法通り実行されることにつきまして、努力いたしておるわけでありまして、直接税と異なりまして、税法にも帳簿等につきましても相当こまかい記載義務を命じております。従いまして帳簿等につきましても、組合等と連絡いたしまして、所定の帳簿を備えつけさせること等につきましても、税務署は鋭意積極的な指導をいたしております。これはまた私ども当然の任務と考えます。ただ、今御指摘の点がどういういきさつであるかわかりませんが、やり方につきましても、あくまでも常識はずれするようないふことがないよう努めなくてはならぬと思ひます。今申しましたような趣旨からしまして、あくまでも正しく納税せしめるために、税務官も積極的な指導をいたしまして、正しい納税が出来るようにするという考えであります。ことに今度は間接税につきましては、相当大幅に整理をいたしましたので、物品税につきましても、とかく從來非常に非難が多かつたところの、まじめな業者が脱税をしまして、まじめな業者の競争を非常に不利ならしめるというふうなことをなくすべく、目下懸命な努力をいたしておるのではないかと考えます。

○竹村委員 脱税する者に対して脱税しないようにするということは当然のことです。しかし現在行われていふように、たとえば納税協力店の設置等については、大体商店がみずから

そういうものを起さしめるように仕向けるのが当然であつて、税務署みずから上から押しつけてそういうことをするといふことは、私どもはどうかと思ひます。税務署がみずからやりにやりに協力店の組合をこしらへるとか、何とかいうことを指導しておられるとするならば、これは間違ひだと思ひますが、どうですか。

○平田政府委員 先ほど申し上げましたように直接税と違ひまして、間接税につきましても相当詳細な規定を設けて、帳簿の記載義務等も相当こまかいことを明記しております。従いまして税務署の納税者に対する指導等につきましても、一層積極的であるのが当然と考えます。ただ非常に常識をはずれたようなやり方をやるということまで行きますのはいかかと思ひますが、その点につきましても、役所はやはり相当積極的に乗り出しまして、適正な課税をはかるようにする方がよいのじやないかと思ひます。もちろん納税者が自発的にそういうことにつきましても、いろいろやつていただくこともありますが、一番望ましいことは申し上げるまでもございせん。

○三宅則委員 私のお尋ねいたしましたと思ひます。事柄はいろいろあります。が、まず一番の主になります所得税の方からやります。所得税の方につきましても、難点になつておられますところの山林所得ということにつきましても、御承知の通り何十年も前に植えま

したもので、あるいはこれに手入れをいたしたものの等につきまして、このインフレになつて以後に売買することになりますと、相当な金額になるわけでございます。そういうふうになりますと、税法上いろいろの論点があるようでありまして、私はむしろこれにつきましては、町村に山林の価格を算定する委員会を設けてやつたよろしいかと思ひますが、政府といたしましては、そういう構想を持つておられませんか、お伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員 所得税の話が出ましたから、昨日の北澤委員のお尋ねに補足的にお答えいたしておきます。

日本から海外に技術者を修得する等のために技術者が旅行したしまして、向うで相当長期滞在する場合に、住所をどうするかという問題でございます。これは昨日抽象的に答へておいたのですが、大体一年以上海外に居住するという場合に、おきましては、現在の実情上、家族を連れて行かない場合におきまして、住所が向うに移転したものと便宜の解釈をしたかどうか、かように考へておきまして、最初に申し上げておきます。

それから三宅委員の今のお尋ねでございますが、山林所得につきましては、確かに長期の所得であるといふこと、それからある年に非常によい山林を伐採したり、ある年は少く伐採するといふような関係がございますので、今回は山林所得につきましては、変動所得として五箇年間平均課税の方法を認めることにいたしておるのでござい

ます。それによつて一ぺんに山林を伐採したために、ある年に所得が集中したことによる負担の公平化が、相当実現できるものと考えておるのであります。

それからいま一つの点は、インフレによりまして一般的に物価が騰貴しまして、山林の値段も高くなつて参りました。これにつきましては資産再評価法と所得税法とに基きまして、一定の再評価をやるわけでありまして、その再評価額を越えて売却譲渡した分につきましてだけ、所得税がかかるわけでありまして、この再評価額までの額につきましては、大抵の再評価額がかかることに相なるのであります。再評価の基準といたしましては、大抵財産税當時から持ち続けておるか、その後取得しておるかによつて差をつけまして、この前の財産税の課税時期前から持ち続けております山林につきましては、財産税の評価額に對しまして一定の物価騰貴率を乗じて、出て来ました額を再評価額にすることにいたしております。その後取得したものにつきましては、その後の管理費等に對して一定の倍率を乗じて、出て来たものを再評価額にいたしております。そうしてこの再評価額を越える部分の額までが、所得税を課税されるというところに相なるのであります。譲渡所得の場合と大体同様な関係になるわけでありまして。

それから山林の評価という問題がありましたが、今後課税いたしますのは、山林を現実に伐採して譲渡した場合は収入金額がはつきりわかるわけであ

ります。しかし譲渡所得一般にございしますように、相続等によりまして移転した場合も、今度は山林は課税することになつております。この場合におきましては、やはり相続税で評価いたしますので、その評価と合致せまして基準の決定をするということになつております。評価の基準といたしましては、財産税のときに再評価いたしました基準がありまして、それをもとにしてやります。この評価はなか／＼むずかしい問題でありまして、税務官庁におきましては一番困難な問題の一つであります。これは後におきましては役所の内部におきまして、それぞれ専門家を育てまして、こういう特定の仕事をやりやすいようにして行きたいと考へております。もちろん関係者等の意見もよく聞いてやるといふことに努めるのが、当然であるといふように考へております。

○三宅則委員 これに関連いたしまして特に山林等につきましては、専門家の鑑定士とか、あるいはこれらに對する鑑定士といふようなものを、全国的におつくりになる必要があるかと私も思ひます。それは農林省との関係があるわけでありまして、現今の大蔵当局としてはどう考へておられますか。

○平田政府委員 大蔵省といたしまして、特に専門家を育て上げるといふようなことまで行きますのはどうかと思ひますが、そういう方々には極力評価等に関して意見を聞きまして、活用するといふ方向にもつて行きたいと考へております。

生活必需品でありますので、今度は税をかけることになつてまことにけつこうであります。往々にして相当りつばな什器、家具等もなきにしもあらずであります。こういうものにつきましては、私どもは特に嚴重な算定をする必要があると思ひますが、政府はどういうふうにお考へておりますか。

○平田政府委員 お話の通り今度生活上通常必要な家具、什器、その他の動産を譲渡した場合の譲渡所得税は、課税しないことになつたのであります。この通常必要な家具、什器、動産といふものをどう解釈するかは、なか／＼むずかしい問題であります。少くともその人の生活程度に應じて、通常必要と認められる程度のものは、やはり課税しないといふきつめて抽象的なことに相なりますが、実行にあたりましては極力そういう趣旨に即応するように詳細の取扱ひ等を定めて、適実化をはかりたいと思ひます。少くとも動産類でありまして、一種の投資的価値と申しますか、書画、骨董、貴金屬類等のごとく、それ自体を買つて持つていくことが一種の財産の保有になるような種類のものは、やはり原則として課税ということにいたしまして、ほんとうに生活に使うために購入して、ほんとうに生活に使うために課税にするといふような考へ方で、少し詳しくそういう基準をきめたらどうだろうかと思ひます。

○三宅(則)委員 私は過去のことを申しましてはなほ恐縮に存じますが、往々にいたしまして、たとえばりつばな骨董品の一部であるとか、掛物であるとか、貴金屬類であるとかいふようなものが、割合に脱税と申しては失礼であります。漏れていく場合があると思ひますが、これに對して政府はいかなる考へを持っておられるか。少くとも私も考へますと、相當な資産価値もあり、財産価値のあるものが相続税が漏れたり、あるいは移転税が漏れたりしている場合があるが、これについての構想を承りたい。

○平田政府委員 今おつしやいましたような各種のものの調査は、実は相続税の課税の際におきまして一番困難な問題でありまして、なか／＼的確な期しがたいところがあるのでございまして、御承知の通り今度は大所得者につきましては、年々一定のバランスを出して、年々一定の所得七十万円以上、資産三百万円以上の納税者につきましては、毎年財産目録といつたような資産負債表を出していただくことになつておるのであります。それと相続税におきましては、相続がありましては、それから富裕税におきまして、年々財産状況等を調べておくといふことになりまして、今後におきましてはそういうものに対しては、比較的调查の徹底を期し得るのではなからうかと思つております。これは実際上いかにして調査するか。いかにして調査し得る優秀な官吏をそろえるかといつたようなことにかかりまして、政府といたしましては、極力負担の公平をはかるような方向に進んで参りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今の主税局長のお話によりまして、大分便宜をはかりたいといふお考へのようにあります。もち

ろんそれが必要であります。私はやはりそういふような家庭生活の事情に開しましては、税務署の官吏よりも町村長とかあるいはその他の代表者の意見がある程度までしんじやくするといふことが、一番便宜であると考えておりますが、政府といたしましては、今回の構想によりまして、こういうふうなもの、代表者と申しては失礼であります。一定の機関としてお持ちになるおつもりはございませんか。

○平田政府委員 書面審査とか、そういう特別なものの賞給税の評価等にあたりましては、できる限り専門家の知識を活用して行くつもりであります。ただ今御心配の、どういふものがある人が持つてゐるか、持つてゐないかといふことに對しましては、やはり責任のある者でなければならぬ。言ひものではございません。これはやはり税務官吏が全責任を負つて、あちらこちらよく事情を聞いて調べて行くといふことではないと、なか／＼うまく行かないかと思ひます。場合によりましては、特別にある人に委嘱等をいたしまして、そういうことの内偵等をする必要もあるかと思ひますが、今いろいろな方法を用ひまして、極力適正を期すると同時に、またあまり非常識な査定等をやりまして、非難を買うようなことがないように努めたいと考えております。

○三宅(則)委員 それでは配当所得のことについて伺ひますが、今回の配当所得は源泉徴収をやめることになつた。これはまことにけつこうなことだと思ひますが、現今の状況おきまして

は、株式会社にしても配当をしておるところが少い。ちよつと参考までに申し上げておきますが、場合によりますと会社等におきましては雇ひ重役、たとえて申しますと事務員とかあるいは社員が重役になつておまして、相當の金額を社内使つてしまつて、資本家であるべきところの株主の方に、ほとんど配當してゐないといふやうなことがあるが、これは徴税面とも関係のあることでありますから、その内容等についてよほど検討する必要があると思ひます。これを政府は今どう考へておられますか、承りたい。

○平田政府委員 重役たちが社内使つてしまふといふお話であります。どういふ目的で使ひますか。会社の營業のために、必要経費的なものとして使ひ場合におきましては、これは當然必要経費になるのでございます。ただ同族会社等が、自分の利益のために会社の金を使う場合は、先般もお尋ねになりました認定賞與として、会社では益金として課税し、個人に對してはそれぞれ賞與として所得税を課する、こゝういふようにいたすわけでありまして、この辺は実態をよく調べてやりたいと思ひます。

それから交際費等につきましては、今回で得る限り政令等である程度の基準を設けまして、不当に多額の交際費が支出されてゐる場合におきましては、一方において会社の益金と見ると同時に、場合によつては、利益を受けた者の所得と見るといふやうなことも考へてみたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私が今こゝで言うところ、政府の方にしかられるかもしれま

せんが、事実過去においてそういうことを聞いております。一旦予算をとるかぬといふやうな心理状態が政府にあると同様に、会社におきましても、雇ひ重役は場合によると一定額を越え、また一定額の範囲内においてなると、消費してしまふといふ実例が間々あると考へております。御承知の通り同族会社におきましては、そういうことはまれであります。極端に大多數の株主を有する株式会社等におきましては、往々そういう例があるものであります。御承知の通りそういうやうな大多數の株主を有する会社におきましては、監督の不行き届きのため、雇ひ重役が専横をきわめておるのであります。利益があるかないかといふことが初めて算定できるのであります。でありますから同族会社にのみ注意を拂わすに、大会社も相當監視する必要があると思ひますが、その点について承りたい。

○平田政府委員 交際費等につきましては、ひとり同族会社だけでなく、大会社につきましてもやはりしかるべき基準を適用したいと考えております。

○川野委員長 それでは先ほど竹村君からの、国税庁長官に對する質問が保留されておりましたので、竹村君の発言を許します。

○竹村委員 二十四年度の税金の取立ての問題であります。たとえば長野税務署においては、取立てるためにこゝういふ書面を各納税者に對して出して

おるのであります。昭和二十五年の貴殿の營業所得の最終課税決定額は、税務署においては何月だと見ている。従つて本月三十一日まで提出することになつてゐるが、これを確定申告に、この金額以上に申告なさらないと、税務署においては目歩あるいは延滞利息等をとる。だから必ずその金額以上に申告せよ。こゝういふ手紙を各人に出してゐるが、こゝういふ問題に對して一体どういふふうにか考へるか。これは私は今日の税金をかける上において違反だと思ひが、これに對してどう考へるか承りたい。

○高橋(衡)政府委員 従来は更正決定をいたしました際に、あらかじめ税務署の調査金額を納税者にお知らせすることなしに、税務署の調査に基いて、申告高が大体それに一致してゐない場合におきましては、申告納税をいたしませんでした。更正決定をいたして參つたのであります。しかしながらそういうふうにいたしましたすると、税法の規定に従ひまして、当然二割五分の消償税を加算しました。また加算税がそれについてよけいにかかるといふやうなことがございまして、われ／＼といたしましては、できるだけ納税者に親切に注意をして差上げる、そういうふうな事前に大体税務署で調査したところによりますと、この程度の所得の調査額になる。従つてその程度の税額をぜひ御申告をお願いしたいといふやうな書面を差上げたと思ひます。これはもつぱら納税者に對して、どこまでも親切にといふ心構えをもつていたしたことであると思ひます。その点御了承願ひたいと思ひます。

○竹村委員 とる方から申しますと、はなはだ納税者に対して親切な行爲だといふことになるのですけれども、拂う方からいたしますと、はつきり申し上げますとこれは一種の脅迫状です。これだけ以上にある人はいないのですけれども、ない人にこゝういふ手紙が来ると、しかも税務署が一々調査してこゝういふ言ひをすれば、実際は納税者側において調査されておらない。これはおそろしくこの委員会においてもいろいろ言明されておるやうに、大体標準をきめて標準の納税者だけを調査しておられるのであつて、個々の納税者を一々調査することは不可能に近いし、またそんなことはでき得ない。それを一律にこゝういふ粗雑な調査に基いて、こゝういふやうにこれ以上は利子をとるとか言われることは、これは以上の所得のない人にとつては非常に脅迫になると思ひます。こゝういふ人がこゝういふ書面をもらつたところ、実際それ以下に事実上基いて申告した場合においては一体どうされるか、それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○高橋(衡)政府委員 もちろん所得の調査が各人ごとに徹底して、完全に行われるとは申しかねると思ひます。従ひましてこゝういふやうな場合におきましては、それ／＼法律に基いて救済の規定がございまして、それらの手続をお願いしたいと思ひますのであります。しかしながらこゝういふやうな注意を申し上げるといふことは、法律に基いてあることをそつくりそのまま書いて差上げるのでございまして、決して脅迫とかそういうやうな心持ではござ

いませんし、むしろ納税者に對して、何とか、そういう法律の規定を御承知になつて、そのことのために將來不利の起らないようにという趣旨をもつて差上げたのでありますから、そういうふうな御了解をお願いしたいと思います。

○竹村委員 最近、これは先日河田君よりも大蔵大臣に質問したときに、あまり要領を得なかつたので重ねてお伺いしたいのですが、こういうような形で一応税金を取立ててやつておられる。その結果は、今おつしやるようにいふ／＼法律に基いて、あとで何とかするとか言われまされども、差押えやその他いろいろやつておられるところの問題が起つておるといふことは、御承知であらうと思ふ。たとえは新聞紙上で見ておられます。税金の取立てがきびしいので、あるいは差押えされたためというので一家心中をど

○高橋(衛)政府委員 税務署が十萬円と調査をし、事實は五萬円しかなかつたという場合におきましては、法律の規定に従ひまして審査の請求をしていただき、その金額が確定した場合には当然五萬円になると思ひます。しかしながら税法の規定に従ひますと、審査の請求中といふことも強制執行を妨げないといふことになつておりますので、具体的にその方について調査をした結果、相當に資力があり、または所得があつたといふことになれば、審査の請求前にそれが処理されることもあり得ると思ふのですが、私どもとしてはしてはできるだけそういうような紛争も避けまされ、またそういうような苦難にわたる、行き過ぎになるようなことがないようという注意をいたしておりますので、そういうものの事例はあまりないものと思ひます。

なかつて加えておきますが、先に税が徴せられて、後にそういうふうな誤謬の訂正または更正決定の訂正があつた場合におきましては、政府は一定の加算金をつけまして、税の還付をする

ることになつております。

○竹村委員 最近、これは先日河田君よりも大蔵大臣に質問したときに、あまり要領を得なかつたので重ねてお伺いしたいのですが、こういうような形で一応税金を取立ててやつておられる。その結果は、今おつしやるようにいふ／＼法律に基いて、あとで何とかするとか言われまされども、差押えやその他いろいろやつておられるところの問題が起つておるといふことは、御承知であらうと思ふ。たとえは新聞紙上で見ておられます。税金の取立てがきびしいので、あるいは差押えされたためというので一家心中をど

○高橋(衛)政府委員 税務署が十萬円と調査をし、事實は五萬円しかなかつたという場合におきましては、法律の規定に従ひまして審査の請求をしていただき、その金額が確定した場合には当然五萬円になると思ひます。しかしながら税法の規定に従ひますと、審査の請求中といふことも強制執行を妨げないといふことになつておりますので、具体的にその方について調査をした結果、相當に資力があり、または所得があつたといふことになれば、審査の請求前にそれが処理されることもあり得ると思ふのですが、私どもとしてはしてはできるだけそういうような紛争も避けまされ、またそういうような苦難にわたる、行き過ぎになるようなことがないようという注意をいたしておりますので、そういうものの事例はあまりないものと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 税務署が十萬円と調査をし、事實は五萬円しかなかつたという場合におきましては、法律の規定に従ひまして審査の請求をしていただき、その金額が確定した場合には当然五萬円になると思ひます。しかしながら税法の規定に従ひますと、審査の請求中といふことも強制執行を妨げないといふことになつておりますので、具体的にその方について調査をした結果、相當に資力があり、または所得があつたといふことになれば、審査の請求前にそれが処理されることもあり得ると思ふのですが、私どもとしてはしてはできるだけそういうような紛争も避けまされ、またそういうような苦難にわたる、行き過ぎになるようなことがないようという注意をいたしておりますので、そういうものの事例はあまりないものと思ひます。

す。おそらくはその他の原因、たとえは経営の方針が悪かつたとか、また所得があつたけれども、その辺において実際に使ひになつてしまつて、今になつて税金が拂えないといふので、苦境に陥られる方は相當あり得ると思ふのであります。またその他経済状況の変化によりまして、最近になつて非常に経済状態が悪くなつたといふふうな方々は相當ありだと思ひますが、税金そのもののためという場合は、そんなにあらうとは思ひていないのであります。

○竹村委員 さつきも少しお尋ねしたのですけれども、最近たとえば物品税の納入に對して協力会とか、あるいは促進会とかいふものをつくつておられるのですが、こういうことに對して、税務署はどのくらい金を使つてそういうことをやつておられるか、それをひとつ承りたい。

○高橋(衛)政府委員 物品税の納税義務者は非常に多いのでございまして、大体現在十八萬程度あるかと思ふのであります。これらの方々に一々詳しく税法の説明を申し上げたり、または趣旨の徹底を行くといふことは非常に困難でありますので、そういうふうな会をおつくり願つて、その会に税務官吏が出向いていろいろ説明申し上げることが非常に便宜であらうといふことから、そういうふうな会をおつくりになつたところにおきましては、できるだけ時間の余裕のつく限り出向いて、説明を申し上げるという建前にいたしております。

なにお税務官署としてそれらの会のために経費を使うといふことはないこと

と思ひます。たとえはパンフレットでありますとか、その他直接に指導宣傳のために必要な経費としては使つておるかと思ひますが、その協力会自体のために使うといふことは全然考へておりません。

○竹村委員 もしその協力会に加入しなかつた場合においてもこれは自由な団体でございまして、私どもの方でぜひおつくり願ひたいと申し上げたものでもございませんし、従つて税務官署としてぜひ加入されたい、また加入しなければ云々といふようなことは言ひようがないと考へるものであります。

○高橋(衛)政府委員 その協力会等と申しますものは完全に自由な団体でございまして、私どもの方でぜひおつくり願ひたいと申し上げたものでもございませんし、従つて税務官署としてぜひ加入されたい、また加入しなければ云々といふようなことは言ひようがないと考へるものであります。

○竹村委員 もう一つお聞きしたいのですが、最近何でも全国納税協力会といふような財団法人とかで、これは資料を要求しておられるのですが、一つも出してもらえないのですけれども、そういうような広告を出して、そして大蔵省認可、財団法人全国納税協力会とかいふのが加入の宣伝をやつておられるのですが、これは一体あなたの方とどういふ関係があるのかお聞かせ願ひたい。

○小山委員 所得税法について、二点お伺ひしたいと思ひます。所得税法であります。今度の新法によりまして、納税者が異議申立てを税務署長に申請した場合に、税務署長はこれを受入れるのでありますけれども、その場合に手続上の欠陥がある場合、あるいは請求の方式について欠陥がある場合にはこれを却下することができ、

○高橋(衛)政府委員 先般財団法人の認可の申請がございまして、その趣旨はもつぱら税法の宣傳普及並びにこれに對する協力といふことになつております。完全に公益的な性質を持つておるものと考へまして、認可をいたした次第であります。

○小山委員 所得税法について、二点お伺ひしたいと思ひます。所得税法であります。今度の新法によりまして、納税者が異議申立てを税務署長に申請した場合に、税務署長はこれを受入れるのでありますけれども、その場合に手続上の欠陥がある場合、あるいは請求の方式について欠陥がある場合にはこれを却下することができ、

といえども、文書で却下するというこ
とを入れていただきたいと思います
が、平田主税局長のお考えはどうで
すか。

○平田政府委員 ただいまの御意見
に、こゝでもございまして、そ
の旨は今の法律にはつきり書いて
ございます。四十八條と四十九條に「そ
の理由を附記した書面により、これを
当該請求をなした者に通知しなければ
ならない。」ということにいたしてあ
ります。

○小山委員 それは手続の欠陥が含ま
れておりますか。

○平田政府委員 却下する場合には含
まれております。「期間経過後になさ
れたとき又は前項の規定により欠陥の
補正を求めた場合においてその欠陥が
補正されなかつたときは、当該請求を
却下する」とその理由は理由を明ら
かにしまして納税者に通知することにな
つております。

○小山委員 それからもう一つ所得税
で伺いますが、旧法時代につき昭和
二十四年の十二月三十一日までの所得
に対する加算税は、旧法によるいわ
ゆる二十銭という重い加算税であるの
か、あるいは新法による四銭という軽
い加算税であるのか、それをお伺い
したいと思います。

○平田政府委員 その点は先般も御説
明申し上げたと思いますが、所得税法
は大体二十五年分の所得税から適用
することになっております。それから法
人税につきましては、それ／＼昭和二
十五年四月一日以後終了する事業年度
から適用することに原則としてなつて
おります。ただ古いものにつきまし

て、今後加算税、追徴税をとりま
す場合におきまして、昭和二十五年三月
三十一日までは日歩をもちまして十銭で
計算する、四月一日以後の分につきま
しては古いものにつきましても新しい
四銭で計算する、かようなことにいた
しておるのでございます。

○小山委員 次に法人税で伺つてお
きたいと思いますが、貸倒れ準備金は法
人税になつておりますから、これは一
般の法人に適用されることは当然であ
ります。金融機関の場合においては貸
倒れ準備金をどの程度損金に計上する
かというところは、金融機関の公共性か
ら、金融機関が取付を受けたらたいへ
んなことになるというような、つまり
事業の健全性というものを考えてみま
すと、この率をどうきめるかというこ
とは非常に大きな問題である。従つて
これは行政措置によつて政令等に譲る
べきものではなく、銀行業法、無業
法その他の法律によつてその率は制定
されるべきものであると思つてあり
ますが、そのようになつております
か、伺つておきます。

○平田政府委員 貸倒れ準備金につ
きましては、法人税法の施行政令でその
限界をきめるつもりでおるのでありま
す。これは理論上建前としてしましては、
当然いつかは生ずるであろう貸倒れ金
を、事前にある程度貸倒れ金が生ずる
前に推定しまして、損金にしておこう
というのであります。私も本来の
性質から申しますと、これは非常に技
術的な問題であつて、あまり大きな政
策的な問題にすべきものじやないとい
うふうに考えておるのでございます。
ただ最近の災情から申しますと、金融

機関等は相当将来貸倒れが多く発生
するだろうということが予想されます
し、またそういう点についていろいろ
調べてみますと、もつともな節もござ
いますから、さうなものに對しまし
て対処し得るだけの必要にして十分な
準備金を設定するようにいたしたい。
そういう趣旨からいたしまして、目下
その率を具体的に相当詳細な資料に基
きまして検討中でございます。大体二
つのものさして制限をつけ、一つは当
該事業年度の利益金の一定割合という
ことで制限いたしております。シャウ
ブ勧告は大体二割以内ということにな
つておりますが、金融機関については
二割は少し制限として厳格に過ぎるの
じやないかと考えまして、これを若干
引上げることにしたらどうか。少く
も三割ないし三分の一程度にすること
を目下検討いたしております。それか
らもう一つは期末の貸付金の残高の何
パーセントという制限を設けたらどう
かと思つておりますが、この点につ
きましても二案前後にするかしないか、
目下これも若干検討中でございます。
近く法律通過後におきまして、細
目的に決定いたしたいと思つて、大
体その辺で検討いたしておりますこと
を申し上げておきます。

○小山委員 そういたしますと、今の
金融機関の場合にも、法人税法に基
き政令になるものであつて、銀行法に基
き政令ではないのでありますか。

○平田政府委員 お話の通りでござ
います。一般の企業の場合も金融機関の
場合も、両方とも法人税法で設けるつも
りでありまして、今申しました利益に
對する制限の場合は、金融機関の特殊

性等にかんがみまして、一般の企業と
差をつけるということにつきましても
研究をいたしておるわけでありま
す。

○小山委員 その次は修繕費と交際費
をどの程度損金に見るかという問題で
ありますが、これは企業の経営にお
いては相当重大な問題であらうと思
うのであります。つまり実際用いた修繕費
あるいは実際必要な交際費が、利益
処分として課税されるということにな
らば、法人税を引下げたりあるいは
超過所得税を廃止いたしましても、何
ら負担においてかわりないことにな
るのであります。特に修繕費の場合は
度の減価償却費との間の見合いもあり
ますし、修繕費に對して資
産の価値が増加したかいかという
ところは非常に微妙な問題じやないか。
それでこの問題については、相当慎重
な態度で臨まれるとは存じますが、現
在考へておられますところの構想を相
當具体的に伺つておきたいのであり
ます。

○平田政府委員 交際費の否認の限界
と、それから修繕費及び資本的支出の
区分の標準は、これは御指摘の通り
なかなかむずかしい問題でありまして、
あまり機械的な簡単な方法を用いま
す、非常に災情に反することになりま
すし、また抽象的な定義だけ掲げた
のでは、結局災情がないということに
なりますので、目下いろいろな角度から
検討いたしておるのであります。た
だ交際費につきましては最近非常に利
益の状況等に比しまして、交際費の支
出が多いということが顯著に考えられ
ますので、利益の状況あるいは資本金
の状況等と比較しまして、相当過大で

あると認められるような場合に、損金
に算入しないとかいつたような考へ方
で、一定の基準を立ててみたらどう
か。ただその基準につきましては、あ
まり詳細な基準を設けますと、かえつ
て災情に反するおそれがございますか
ら、ある程度抽象的なものにするを得
ないと思つて、あつては極力實際の運用で適
正化をはかつて行つたらどうか、か
うに考えております。

それからいま一つ資本的支出と修繕
費は、これはもと／＼理論的に決定さ
るべき問題でありまして、あまりこま
かい規定を設けまして、それは当然
の解釈規定といつたふうなことになる
かと思つて、であります。現在の
税法はその点につきましてあまりにも
はつきりいたしておりませんし、扱い
等につきましても、従来減価償却等を
十分認めていなかつた関係上、相当修
繕費に多額を出しておりまして、それ
をそのまま認めておるような例もござ
いますから、この際再評価と関連いた
しまして、その辺の限界は理論に従
ひまして適正化を期するように努めて
参りたい、できるだけさうな点につ
きまして、規定し得る限りにおいてこ
まかい規定を設けまして、適正化を
はかるつもりでございます。

○小山委員 ただいまの修繕費の問題
と交際費は、これは政令で規定されま
すか。それとも行政措置によつてや
られますか。

○平田政府委員 所得税法の施行規則
でできる限り規定いたしたいと思
います。しかしそれでもなお十分盡し得
ないことがあろうかと思つて、そ

の範囲内においては解釈訓令によつてできるだけのつきりさせる、世間にも公表しまして、よるべき基準を明らかにせたい、かように考えております。

○川野委員長 高橋国税庁長官に対する質問はありますか。

○三宅(剛)委員 高橋長官にちよつと伺いますが、これは国税庁と地方との関連の多いことでありますが、国税庁でましました、いわゆる各税務署でましましたものを地方の方へお移しになるのでしょうか。そのために地方税は国税がきまつてから、これに對して何パーセントかかるといつて来るのですか。移されるものか、それともそれには関係がないものか、ちよつと伺います。

○高橋(衛)政府委員 国税で調査しました基本を、各自自治体に通知するとか連絡するとかという義務はございせんが、それと相互に協力するといふ建前をもつて、向うから連絡をとりに来ました際には連絡することにしたしております。

○三宅(剛)委員 高橋長官にもう一つ重大な問題で申し上げておきたい点があります。というのは国税の方で、いわゆる税務署の方で高ききめ過ぎた。間違つてきめた。ところが審査請求をしていくがなかなか直らぬという場合、前の高い税額が地方に参りますから、地方の方でもこれに對して高い税額がかかる、こういうことで私はむしろ国税庁、いわゆる税務署と地方の区役所とは関係なく、別に調査した方がはつきりすると思ひますが、その御構想を承りたい。

○高橋(衛)政府委員 私どもも地方自治体が独自の立場において調査していただくことを希望しているものでありますが、現在の地方自治体の状況から考えまして、やはり今後要求があれば、また依頼があれば、その点について協力申し上げるという態勢は、とつて行かなければならないかと考えております。

○竹村委員 一つだけ聞きたいことがあります。これは実は予算委員会においてわが党の林君が質問いたしまして、それに対して調査するという答弁をいたしている事件であります。これがその後どうなつていくか聞きたい。というのは、これは大阪市の住吉区墨江東一丁目三十番地に起りました事件で、倉本千代子という人が苛酷な税金のために死んだ。これはすでに予算委員会でも言つたことで、長くなるから申し上げませんが、こういうものやなことをやつた税務署員を取調べる、これに對して処分するという御答弁だつたと思ひますが、それに対してその後どうなつていくか、この際伺つておきたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 ただいまの事柄につきましましては、私はまだ実は聞いておりませんので、その内容を聞きまして、至急に調査して善処いたしたいと思ひます。

○竹村委員 これは予算委員会、一応調査して処分するということになつてゐるのです。これは私が先ほども申し上げましたように、そういう徴税の面で、苛酷な徴税をやられてゐる悲劇の一つの見本です。従つてこれは繰返すことはやめませんが、單に調査すると

いうことだけで終るのでなく、実際どうやつたかということをご報告していただきたいと思います。

○川野委員長 農林大臣はただいま農林委員会出席中で、午後二時に当委員会出席することになつております。さらに大蔵大臣は関係方面に折衝中で、午後御出席になることになつておりますので、御了解願ひたいと存じます。

午前はこの程度にいたしましたので、午後二時から再開することいたします。

午前十一時五十七分休憩

午後二時三十三分開議

○川野委員長 休憩前に引続き税法六案を議題として質疑を続行いたします。竹村委員 一君、

○竹村委員 今回の税制の改革並びに地方税の改正等におきましては、農村に及ぼす影響は非常に重大だと思ひます。しかしその前提をなすところの今日の農村経済というものは一体どうなつてゐるか。おそろく農林大臣はそういう見通しのもとに立つて、この税制改革に對する方針を立てられたと思ひますが、そこで現在の日本の農業といふものは、農村は非常に金詰まりになつて来ているといふことは既定の事実であります。しかしこの金詰まりが大体二十五年度において緩和される見通しであるか、あるいはまた農家の経済といふものは、一体どういふ状態をたどつて行くかといふような点について、ひとつ御所見を承つておきたいと思ひます。

○農務大臣 農村の金詰まり問題であります。御承知の通り今日まで農村

村といつたしましては、予定以外の収入が相当あつたのであります。しかしこれは全農家にあつたわけではないのであります。一部にそういう収入の多いというところが農村の景況をおつて、その収入の多い農家ですが、何だか自分も金持になつたような氣持になつておつたわけでありまして、従つて金に對する観念が非常に軽くなりまして、消費面が非常に動いて来たのであります。しかし今はそういう計画以外の収入が入らないという状態なのであります。農家におきましては一般に金融が非常に緊迫いたしてゐるのであります。しかしこの問題も、漸次この経済自体を農村がみずからよく考え直すような段階になつてゐると存じます。最近二、三の農村の状況を見ますと、金を今までのように考へてはいけません。大いに引締らなければならぬ、こういう氣分が相當あるように考へるのであります。これはまことに當然な考へ方であり、またけつこうな傾向であると思ひます。しかし氣のついたときにはすでに領金等がなくなつてゐるというふうな現状になつておりますので、今後生産資材の購入等につきましても、非常にきつやくつな状態に置かれるのではないと思ひます。

今回の税法の改正はいずれ大蔵大臣等より詳細に話されることと存じます。が、シャウブ勧告案によりまして、まだ地方税法の根本的な成案ができておりませんが、大体二割七分くらい減税になるように考へられるのであります。しかし税の軽減はこれは一部分の問題でありまして、さらに農家が経済を引締めて行くという氣持になること

が必要だと考へます。しかし何と申しましても今日の農家は規模が小さいので、協同組合が大きい力となつて、農家は協同組合の力によつて農業を経営するといふ方に指導せなければならぬと思ひます。農業協同組合も過去の農業会の資産引受けあるいは相当物件をお持ちになつておる等のために、金融が非常に逼迫いたしてゐるのであります。しかしいつかお申し上げましたように、健全な農業協同組合の組織化と相まつて、農林中央金庫から相當の長期金融をいたしまして、農村の企業経営に貢献いたしたい、かように考へておるわけでありまして。

○竹村委員 そこで伺ひたいのは、もちろん現在一部分においては農家が金を引締めて来たということもあります。今農林大臣が言われたように、氣のついたときには預金がなくなくなつておるというふうな状態だと思ひますが、農家収入は現在の状態から上るか、あるいはそのままで行くか、あるいは下るか、今後の大体的見通しについて大臣はどうお考へになりますか。

○農務大臣 農家の経済は引締めて行かなければならぬのであります。今日までばかりで消費をいたしておりました。それは予定以外の収入のおつたという関係で経過いたしましたのでありますが、経済が緊迫いたしますとどうしてもこれを始末して行かなければいけません。農家の経費としては現金支出をできるだけ少くする。これはいづれの時代でも考へなければならぬのであります。現金支出をできるだけ少くするということになれば、農家の経営

が何とか維持されると思うのであります。という点は、資金の運転が年に一回あるいは二年に一回というふうな、まことに経営の状況が商工業と違つておりますので、現金に対する考え方が商工業者とはさらに違わなければならぬ、かように考えているのであります。収入の点におきまして農産物の価格を維持する。そうしていつか申しましたように、できるだけ雑多な収入を入れて行く。一日でも手間賃を金にする、努力を金にするというのを考えて、そうして現金支出の上において一段の注意を拂うということになければ、私は農業経営は成り立たぬ、かように考えておるのであります。そうして収入の点におきましては今後とも現状を維持し、またできるだけ農村工業あるいは副業という方面から収入を増やすような施策を考へると同時に、農家自身もよく時局の状況を認識して、できるだけ現金支出を少なくする、いわゆるつつましやかなる生活を考へて行くことに指導して行かなければ、私は農村というものは今後立ち行かない、かように考へるわけでありませう。

○竹村委員 今農林大臣のおつしやるように、現金支出を少くしなければならぬ。従つてほかの所得を得るためにいろいろ農村工業とか、家内工業とかいうか、そういう方面の現金収入も考へなくちゃならぬということは、結局におきましては、今日の状態から申しますと、おそらく農村工業を起しましたところで、現在のような状態では何をやつてもだめだ。畜産をやつてもなかく、うまく行かないので、ほかか

らそういう所得を入れるように努力してもなかく、そう思うようにうまく行かぬと思うのであります。そういたしますと農林大臣は結局現金支出を少くしなければならぬ。そうしてなるべくほかの所得を入れるようにする、考へられるが、そういう所得が入らないというならば、やはり農家経済は現在の状態を維持することがちよつとむずかしい。結局においては現在の農家所得というものはだん／＼少くなつて行く、こういうふうな思つておられると思ふのですが、そういうふうな考へていいますか。

○森國務大臣 少くなつて行くということは考へないのであります。支出を少くするといふふうな今後考へて行かなければならぬ、かように思ふのであります。農家経済においてどういふところの欠陥があるかということ、農家みづから考へなければならぬと思ふのであります。農林省におきましては標準になる相当数の農家の家計簿を匿名で調査をいたしております。その結果、自分の経営においてはこういうところ、こういう欠点がある、こういうことを自分で考へて、なるほど自分の農業経営においてはこれではないのだ、こういうところ、むだがある、こういうことを、自覚いたしてもらふといふふうにして指導して行きたい、かように考へておるわけでありませう。それでありませうから農家の収入は、今までの支拂いに対しては率においてはふえるといふことになると思ひますが、とにかく現金支出をできるだけ少くして、そうして農産物を売るにつぎましても、共同の力によつてこれ

をある程度、第一次、第二次加工をして行くといふふうにして、できるだけ現金支出を少くするといふことによつて、農業経営を維持して行くといふこととでなければならぬ、かように考へております。

○竹村委員 もちろん大臣のおつしやることは支出を少くして行く、そうして経営等も改善して行く、このことはよくわかるのですが、しかしそうしなければならぬといふことは、結局世間では農業恐慌と言つていますが、大臣は農業恐慌はないと言つておられるので、恐慌とまでは行かなくても、農家の所得といふものは非常に少くなつて来る。従つてそういうふうにして行かなければ立ち行かない、こうおつしやつていふと思ふのですが、そういたしますと、農家の所得が、同じように続て行くと言ひましても、儉約しなければ必要経費を支弁することができないといふような場合があつたならば、やはり所得が少くなつて来るのでありますが、そうなることは非常に大きな関係があるのです。結局においてはやはり所得が少くなつて、農業経営に対する支出の面はいくら儉約しても、おそらくふえて行くと思ふのであります。そういうふえたものをカバーしてなお現状の所得が維持できると考へられるかどうか。

○森國務大臣 少しお考え方が私の方におちつかぬのですが、支出の方を押えることによつて収入の率が増すわけになるのであります。これは今日の中小商工業者におきまして、ここ去年おとしの状況とはかわつて来ておるのであります。そこで農村においても

今日の形勢として現われておること、は、供出米の代金等も全部手にしな、ある程度これを協同組合に残して行くといふ形勢が、ぼつ／＼出て参つておるのであります。今までは相当の金を持つておらなければその日の生活ができなかつた。物が高いし現金であるし、いわゆる信用といふものがな、いのであります。金銭信用でありますから、掛売り掛買いができないといふために、いつでも金を持つておらなければ生活ができなかつた。そうして物が高い。こういうのでいくらか金を持つておつても不足がちであつたわけでありませうが、今日物の値下りなり、あるいは今日の状況をよく考へて、農村も幾らかここにおいておちつきを見せよう、という関係から、金の価値を認めて、協同組合等においても幾らかづつ金が残つて行くといふような形勢にあるのであります。私は農村の収入がこれからだんだん減つて行くといふようなことはないと考へております。ただ支出といふことにおいて、収入が今日までと同じことでありませう、家計の上においては収入の効率がふえて行くといふ段階になるわけでありませうから、できるだけ現金支出を少なくする、かように考へて行かねばならぬ、かように考へるわけでありませう。

○竹村委員 それではちよつとお尋ねしますが、今度は小作料の値上げ等農林省で考へておられるらしいのであります。それは一体どのくらい値上げされるつもりでありますか。

○森國務大臣 関係方面との折衝が残つておりますので、まだはつきり申し上げられませんが、御承知のように地租が二十四年度から上つておりますので、従来の一石当り七十五円のあの小作料におきましては、税金が拂えないといふことになつておりますので、少くとも公租公課が拂える程度に上げた。七倍くらいな程度に上げたといふような希望を持つておるのであります。まだ少しはつきりきまつておりません。

○竹村委員 肥料補給金がなくなりまして、八月から肥料の価格を約七割値上げするといふことをたび／＼言われておるのですが、やはり八月から七割の値上げは確定的にされるのですか。

○森國務大臣 予算の建前といたしましては、八月から、本年の秋肥から七割程度の値上げが、補給金廃止に伴つて考へられておるわけでありませう。

○竹村委員 そういたしますと二十五年度の米麦の価格、これはもちろんバリエーを使つてやはりおやりになるのですか。そうすると大体そういうことを予定して本年度の麦の価格は、これはもちろん米価審議会におかけになるものでありませうけれども、一体どのくらいにするおつもりか。あるいはまた米の価格は一体どのくらいを予定されておるか。つまり私の考へでは、大体バリエーで行くと政府は五割ぐらゐ現在よりお上げになるのではないかと思ふのですけれども、この辺をひとつお聞かせ願ひたい。

○森國務大臣 一月、三月の肥料の値上りに対しましては、六月のバツク・ペイにおいてこれを処理したいと考へて

おります。従つて麦の価格につきましても、その時期におけるパリティ指数によつてこれを算出したしと思ふ。もちろんこの一月、二月の肥料の値上りが加算されるわけであり、本年の米に對する価格の決定のときに、当然考慮すべきものであると考えております。

○川野委員長 竹村君にお願い申し上げますが、どうかひとつ法案に關係のある質問をできるだけ願ひします。

○竹村委員 これは前提を聞いておるのですから……それではひとつお伺いしたいのですが、米の価格は当然上げなければならぬ。もちろんこれは肥料が上るのだし、あるいは電気料も上るし、上るのだから、米の価格も上げなければならぬ。こういうことになつて参りますと、結局においてはほかの物価とも關係すると思うのですが、ほかの物価と關係するからといつて、不当にいわゆる生産者価格を抑えるといふことは、農林大臣はそれをおやりにならぬと思ひます。ほかの物価のことを考へずに、今日の米麦の価格といふものを實際の計算によつて、その生産費を償ふような価格で定められるかどうか。これもひとつお聞きしたい。

○森田委員長 農産物の価格は適正な価格をきめたいと思つて、研究をいたしておるわけであり、パリティ指数は豊凶という考へに立つておらぬのであります。米が豊作であつた、凶作であつたといふいわゆる豊凶は、パリティ指数に現れて来ないのであります。それは豊凶にかかわらず、消費

者に對して何らの心配なしにこれを配給するといふ統制の面から考へて、このパリティ指数が取上げられてゐるために、豊凶の見地がパリティ指数に現れて来ないことは、パリティ指数として一番遺憾に存じておるのであります。しかし今日のパリティ指数は、農産物を生産するために買ふ必要ないろ／＼な品物の価格の上り下りによつて、指数を出して行くといふのが、御承知の通りの考へ方であり、そので、生産に必要な資材の購入費と比例した価格といふ考へ方で、今日やつておるわけであり、今後ともこの方式によつて価格の決定をいたしたいと考えておるわけであり、

○竹村委員 米麦の価格の決定については、もちろんごで大臣とパリティ問題について問答したいと思ひますが、結局においては生産費を償ふといふことが土台にならなければ、いろいろな点で問題があると思うのですが、ともかく政府は現在そういう考へでやつておられると思う。ところが公共事業費にいたしまして、農産部面、たとえば土地改良とか開拓その他の部面に対する率は、年々非常に低くなつて来ている現状であります。そういうものと、そういうものを低くするといふ政府の考へ方、いわゆる補助政策をやめるといふ考へ方から申しますならば、農業は一応企業である——全部企業とは言つておられないかもしませんが、大体企業であるといふ考へのもとに立つておられると思ふのです。そういう場合は、單なるパリティだけを米価の基礎にされるのではなしに、これは全部一律には行きません

けれども、一応生産費といふものをお出しになつて、その上できめられないといふ問題はうまく行かぬと思うのでござい、この点に對して大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○森田委員長 これは竹村委員と農林委員会においてたび／＼繰返した問題であります。生産費といふことをおつしやいます。生産費は百人百色でありますが、それであり、自分米が一体何ぼかかつてゐるかといふことをはつきり記録してゐる農家は、おそれないと思ひます。しかし科学的な調査をいたしまして、相當数の生産費をまとめてみますとき、大体二十三年度までの実績によつて、パリティ指数によつたものと、相當数の農家の生産費を記録によつて調査した平均の中心価格とは、大体合つてゐると思ひます。しかし今後においても、先ほど申しました、パリティ指数は完全なものでないであり、生産費といふやうな調査も引続きやつておるわけであり、それから、そういうものも参酌してきめて行きたいと思ひております。

○竹村委員 今度の税制改革で、全国で大体二割七分の減税になるとおつしやる。まだ地方税が出ておらないので、はつきりわからないのですが、私らの考へでは現在そうはならぬと考へておるのです。これは地方税が出ないもので、はつきりお答え願ふといふこともむりであらうかと考へますが、二割七分の減税になるということは大体事実でしようが、

○森田委員長 地方税の中におきまして、土地の評価の問題がまだ結論に入

りません。われ／＼は少くとも十二倍程度といふことを主張いたしておるのではありませんが、これが二十五倍といふことになつておるのであります。その開きがもう少し決定いたしませんと、はつきり申し上げられないのでありますが、大体シャープ勧告等によつて、事務當局は国税としてはこのくらい減税される、そうして地方税はこのくらい増徴されるといふことを考へました。そのときの数字が、二七％ぐらいの減税であると思ひたいしております。

○竹村委員 今度肥料の値上げで、全国では大体二百三十七億ほどの値上げになると思ふのですが、これは全体米価の決定のときに織り込まれるかどうか。

○森田委員長 現在では消費者の負担となつております。

○竹村委員 それでは今度いわゆる消費者価格がまあ上げられるのでしようね。

○森田委員長 それは二十五年度の産米からであります。

○竹村委員 なお協同組合は今度の改正で一般法人と同じ税金をかけることになつておるのです。先ほど大臣も冒頭に、今後の農家の経済といふものは、農業協同組合を中心としてやらなくてはならぬと言われた。こういう大切な協同組合にこういう税率をおかけになることに對して、大蔵大臣はともかくも、農林大臣としてはどういふようにお考へになるか、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○森田委員長 農業の保護政策は、ただ單に補助金を出すという過去のようになやり方ではないと思ひます。収入のあるところに、またあるべきところに課税をするのは當然であります。農業協同組合を育てるのは、わずかにかりの補助といふことでなしに、精神的に農業協同組合を活動せしむる。そしてその信用によつてつづに金融の道を開いて、独立的な農業の経営のできるように指導して行くことが、私は必要と考へております。

○竹村委員 そうすると農業協同組合に、特別に一般法人と違つた課税をするのでなく、今までのように一般法人と同じように課税することが、農林大臣としては當然だといふことであるが、しかしそのため農業協同組合は、現在至る所で取付騒ぎが何かが起つております。これは事実において見るのですが、そういうところに保護政策をとらずして、いきなり農民自身の力でかつてにやれといふことで、農業協同組合といふものが円滑に日本で発達して行くとお考へになるかどうか。

○森田委員長 補助といふことは、いわゆる一人前に立てないときにやるのであります。いつまでも補助するといふことは、むしろつゝるみたいになり、何かば巻くつこうといふことになり、それから今日までの農業あるいは中小工業に對する補助政策が、いつまでも他に依存せしむるというふうに指導して来たのが私はいけないかつたのだと思ひます。それよりもむしろ独立して行く、はつきりした立場においてこれを指導して行くといふことが、私はいい方法と考へるのであります。農業協同組合にわずかの補助をして、それによつて行くといふのでなしに、真に農業協同組合といふものの組織を精神的に結合

ますが、政府が予算案の説明をいたしまして、われ／＼に配付いたしました。二十五年予算の説明の六十二ページに、昭和二十四年から二十五年の国民所得の推計表が出ておるのであります。これによりまして、農林水産業の關係におきます所得は、昭和二十五年度は、暦年でありまして八百八十二億、會計年度でありまして八百八億で、前年暦年による八百六十一億から約五十億の減少といふことは、これは安本の調査をこゝへ載せたといふことであります。出ておまして、これはもちろん政府の全体の所得の推計であります。私は明らかに二十五年度は、国民所得において、ことに農林水産業は減少する、こういうことを見込まれておると思ふのであります。この所得は、總計いたしまして三兆二千二百三十億に達するのであります。昨年度よりも全体としては国民所得はふえてゐる。しかし農林水産業においては、所得が暦年において五十億減るといふことを明らかにしておるのであります。私はこの上に立つて、やはり農林大臣に、農民に対する課税の問題についてのお骨折りを願わなければならぬと思ふのであります。その意味で、現金支出を節約しなければならぬといふことは、農民の所得減に對抗するところの自衛手段であります。その意味において、政府の数字が間違ひでないならば、明らかにこれは減少するのであります。

そういう意味で、次にお伺いしたいのであります。最近における農林水産業に携わる人口の趨勢でございますが、これは最近引揚者あるいは職災者

等が農村に入つて参りました關係から、農林省の統計によりまして、私ははつきりした記憶はないのであります。が、昨年の十月ごろに農林省から発表された統計によりまして、約二百萬人ふえておると記憶いたしておるのであります。その点農林大臣としてはどういうふうに御了解になつておるか、お伺いしたいと思います。

○森田 答へたいと思います。今六十二ページの表について御質問があらう、個人業種所得であります。Aの農林水産業は、昭和二十四年度の暦年の方で六千五百二十四億になつておりました。年度では六千六百四十二億になつておる。それが二十五年度には六千九百七十三億、年度において七千九百十六億、こう増加いたしておるわけでありまして、今おあげになりましたものは、勤労所得の数字なのであります。それから今の人口問題であります。敗戦當時農村は非常に都会から疎開をされておりました。農村人口はふえておつたのであります。漸次都会の秩序の回復と相まつて、しかも受入れ態勢ができて、疎開の方は大体元の都市に歸られまして、一応農村人口はおちつたと思ふのであります。

農林統計にだけだかふえております。か、こまかく私は記憶いたしておりませんが、しかし自然増加率は農村は多いのであります。これは文化生活の営まれつつある都会の方は、自然増加率が割合少いのであります。農村に漁村は人口の増加が実は多いのであります。しかしこの問題につきましても、稼働勢力といふものがどの程度に

あるかといふことは、詳細に調査しなければ、一がいこの人口をもつてたに農村の問題を論ずることはできません。が、少くとも今日の農地の状態から申しますと、これ以上の人口をなす農村に包容することは困難ではないか、かように考えるのであります。従つて副業あるいは工業の浸透をはかり、また都市の近郊における工業の発達等によりまして、この過剰勢力をあんばいするといふことが必要であらう、かように考えておる次第であります。

○田中(總)委員 農村人口が増加の傾向にあることは、農林大臣も認められておるところであります。もちろんその稼働率の問題を考えなければならぬことは当然であります。しかし農村人口の増加と、ある意味から見れば農村における稼働率の減少の傾向が出て来ておるといふことが、なるほど個人業種所得に出ておる農林水産業の所得の總計と、それから勤労所得における總計とにおいて、二十五年度は二十四年度よりもふえるという計算にはなつております。なつてはおりますけれども、ここに農家人口の増加の問題と稼働率の減少の問題を考慮に入れて考えますならば、その意味から見まして、私は農家所得といふものは、ことに個人当りにとつてみる場合におきましては、むしろ減少の傾向にあるといふことは事実だと思ふ。その点から申しまして農林大臣は、先ほどこれまた竹村委員の質問に對しまして、今度の減税によりまして二七％の減——これは国税の面においての問題だらうと思ふのであります。

が、これに地方税の問題を考慮に入れますならば、やはり農民に対する課税といふものは、現在すでに担税力以上に達しているもので、本年度においては、全般的に見た農家所得の減少傾向との間に依然として重圧が加わる。こゝういふわれ／＼の見方がそこから出て来るのであります。ことにこれは大蔵當局に御質問申し上げる予定にいたしておりますが、固定資産税の問題で、これは当然地租、家屋税といふものがこゝういふ名称になるものと私は理解しております。その關係からこれは地方税として増徴せられる分を考慮に入れますならば、勢い農家に対する負担といふものは、われ／＼の見るところでは、へたをするといふところ来よりも増加するのではないかと心配するのであります。その意味において農林大臣にお伺いをいたしたわけでございます。

そこで私農林大臣とあつて一点お伺いをいたしておきたい問題があるのであります。これは単作地帯と、二毛作以上でござるところ、また柑橘、果樹、あるいはその他の工業農産物の生産を行つてゐる地帯とにおいて、嚴密に區別されるような形になつてゐるのであります。が、二十四年度の税務署の所得額の計算にあたりまして、事前割當の数字が一応用いられてゐます。一応ではなくて、これが絶対的なものとして用いられてゐるのであります。しかし大臣の非常な努力によりまして、二十四年度の産米につきましては、御承知の通り当初の三百四十八万石であります。か、それに加えて今回の免責による約五十万石を加えますと、事前割當

よりも相當の減額をされてゐるのであります。この關係についての農民からの苦情といふものが、相當税務署へ殺到してゐると思ふのであります。實際にやはり補正あるいは免責によつて供出数量が減額されたといふ、この事実の上に立ちますならば、当初の事前割當によるところの生産数量といふものを、農家所得の計算の基礎にするといふのは、これはむりがあると思ふのであります。補正並びに免責された部分についての所得の控除の部分、減額の部分について、農林大臣として、大蔵當局との間にいかなる折衝をなされたかといふことを、この際承つておきたいのであります。

○森田 答へたい。さつき竹村委員にお答えしました二七％というのは、シャウブ勸告案によりまして国税がこれだけ減る、地方税がこれだけふえるといふことを考へて、そのくらい減るといふ数字がたしか出たと記憶してゐます。

それから事前割當について一応課税の標準は立てるのであります。これはあくまでも補正をいたしました。それは収入がなかつたわけでありまして、当然この補正によつて改まつた数字を、その農家の収入と見なして課税の基準とする。私はかように考へております。また大蔵省もさういふ考へ方をもちて更正決定をすると思つております。

○田中(總)委員 農林大臣はさうにおつしやるのであります。が、實際に末端の税務署におきましては、当初割當てた事前割當の数字に基いて、やはり所得の決定を行つてゐる。補正等の理

由によつて減額を要求いたしましたとしても
応じない。これは全国どの税務署へ
参りましても、税務署は一貫したそ
ういふ態度をとつてゐると思ひます。従
つて農林大臣は、大蔵當局もその方針
で臨んでおられると、ここではつきり
言明されたのでありますから、われ
われはその方針で農民組合等の関係
を通じて、税務署と折衝いたしたいと思
うのであります。実情は大蔵のそ
ういふ御答弁にもかかわらず、税務署は
依然としてやはり事前割当の数量を一
歩も譲らないという、がんな態度を
とつてゐることは事実でございます。
で、農林大臣におかれましては、大蔵
當局も農林大臣と同じ方針で進められ
てゐるという御認識であるようであり
ますから、実情を十分調査されて、私
はその点は進めてもらいたいと思ひま
す。

それから言葉を返すようでありま
す。農林大臣の二七％の減税になると
いう問題は、かりに今回の国税、地方
税を通じての減税が、政府の説明され
てゐる通りに国税において八百億の減
税になり、地方税において約四百億の
増徴になる。それでいて差引四百億
からの減税になるという点を、これを
全部農業所得の關係に振向けられたと
いたしまして、農民の税負担に關す
るものに全部まわすといつたとして
も、私は大臣の言われるような
二七％という数字は出て来ないのでは
ないか。これはあと地方税法の改正案
が出て参らないと、わからない問題で
はあります。われ／＼はそういう意
味において年度の減税、ことに農民に
對する減税についての効果を期待でき

ないのであります。この点も農林大臣
とこれ以上問答いたしましていいが
かと思ひますので、農林大臣はこれ
もろん／＼の一方の見方である
といふようにとられるだらうと思ひま
すけれども、十分こうした農民の税負
担の軽減の問題について、農林大臣の
せつかくの御努力を要請いたしまし
て、私の大臣に對する質問はこれで打
切ります。

○川野委員長 農林大臣に對する質疑
はほかにございせんか。——大蔵大
臣はやがて見えることになつておりま
すので、それまで主税局長を中心とし
て質疑を継続いたします。

○三宅(剛)委員 私は主税局長にお尋
ねいたしたいと思ふ点があります。利
子所得を今回銀行でおとりになること
をおやめになつたというのであります
が、むしろ私の観点よりいいますと
、過去におきましては相当無記名の
預金があつたものと考へております。
これを整理するのは當然であります
が、むしろこれは源泉課税の方がよ
しいかと考へるのであります。現在
までにおける無記名の預金がどのく
らいあるかという点を、この際それ
と関連してお答えを賜りたいと思ひ
ます。

○平田政府委員 銀行預金の利子につ
きましては、一応二〇％の源泉課税は
改正後においてもそのまま存置いたし
ております。ただやめたのは、総合し
て課税します場合の源泉選別税率であ
ります。これはたしか昭和十五年の税
制改正の際に、従来全然第二所得とい
つたものを、総合所得税を一応とる建

前にいたしました。しかしその反面当
時相当金融界、あるいは銀行預金等に
及ぼす影響が大きいところをございま
したので、一応一定の税率で選択いた
しますれば、総合課税は受けなくても
済むという制度で納入されたわけであ
ります。今回その制度はやめることに
いたしましたのであります。と申します
のは今度の税法によりまして、最高が税
率といつたとしても五五％でありま
す。現在選択税率は六〇％ということ
になつております。そういう点から行
きましては実はあまり意義がないとい
ふことと、所得税の建前上やはりあら
ゆる所得につきまして総合して課税す
るということが、所得税の累進課税の
本質論からいまして当然でありま
す。さういふ趣旨からいまして、
今回負担の公平、利子に對しまして
一般の所得と同じように待遇するとい
う意味におきまして、総合課税に改め
たのであります。これに伴ひまして
従来無記名預金といつたしまして、その
選別税率の適用を受ければ、別に預金
者の名前も税務署等に知らせないで課
税するシステムがあつたのでございま
すが、こういう制度も一緒にやめるこ
とにいたしましたのであります。今手元
にはつきりした資料を持ち合せておりま
せんが、最近の実績でたしか六、七百
億前後の無記名預金があつたかのよう
に聞いております。なおその点はあと
で取調べて正確な数字をお知らせして
まはつてございまして、これにつき
ましては今までの既契約の件全部のこ
とにつきまして及ぼすのはどうかと思
ひまして、今年の九月までは暫定的に
今までの扱いを認めることにいたして
おります。

○三宅(剛)委員 今所得の申告につ
きまして、改正になりました六月、十
月、翌年の一月、これはまことに適当
であると思ひます。なお農業所得につ
きましては御承知の通り五月、十一
月、翌年の二月、單作地帯におきま
しては十一月、翌年の二月の二期となつ
たのであります。私の一番心配いた
しますのは、これに對しまして申
告はいたしておるのであります。が、
中間に更正決定というものをたび／＼
やられるのであります。更正決定をや
られましては、これに對しまして、われ
われは多少でなく大いに異議があるの
であります。今度の改正税法により
まして、この異議のあつた場合には、
さつそくに取調べてこれを取捨選択す
るといふ、この線が現れてゐるよう
でございます。これに對して私ども
は期限を付して、三箇月以内にこれに
對しましては最後の決定を下すだらう
といふふうに解釈しております。も
う少し広くこれに對しまして決着をい
たしまして、一般の納税者に通告する
必要があると思ひますが、政府はどう
考へておられますか、伺いたいと思ひ
ます。

○平田政府委員 審査の請求がありま
した場合には、なるべく早く
処理をしなければならぬことは当
然のこととございまして、国税庁、国
税局、税務署におきましては、さう
いふ趣旨で極力勉強いたしておると思
ひます。ただ最近の状況はいかんとせん
多数の納税者であります。なお十分
熟練した税務官吏が不十分であると
いつたようなことかいたしまして、

なか／＼思うようにとり運んでいない
こともまたお話の通りであります。鋭
意勉強いたしまして御期待に沿うよう
に努力いたすつもりでございます。な
お法律上は、今度もはつきり三月以内
に原則として整理する建前にいたして
おります。三月を経ましてはお片つか
ない場合におきましては、再調査の手
続から当然審査の手続に移りまして、
審査の手続におきましては三月を経ま
してはお片つかない場合におきまして
は、当然行政訴訟ができるということ
になつておりますので、税務官庁にお
きましてはそれに応じまして、極力急
いで処理するといふことに相なるべき
ものと思ひております。またさう
いふ努力いたしたいと思ひます。

なお予定申告につきましては、今回
は原則として前年度実績で課税す
ることに相なりましたので、予定申告
の段階におきまして更生決定をすとい
ふことは、今後におきましては少く
なるだらうと思つております。大体確
定申告に對します申告に對しまして、
でき得る限り税務官庁におきましてよ
く調べて、自信のある更生決定を
することに鋭意努力して参りたい、か
ように考へております。

○三宅(剛)委員 今主税局長はたいへ
ん力強いような御答弁でありました
が、あなたのおつしやるようなことが
ずつと下々に浸透いたしますれば、つ
つとであります。反対の場合がよく
ある、私はさういふことを考へてお
るのであります。むしろ審査請求を出
された場合、その前に再調査がありま
すが、再調査をされた場合におきま
して、手不足とか、あるいは知識が足ら

ぬとかいような理由でうつちやつておくといふことは、はなはだ不識きわまることだと思ひますから、むしろ三月以内に黙つておつた場合には、申請者いゆる納税者の申告通り決定した方がよろしいと思ひますが、これに對するお考えを承りたい。

○平田政府委員 ただいまの問題につきましては、たしか前々国会でございまして、かゝる一つの有力な御案もありまして、私も慎重検討をいたしましたのでございすが、さうなことをやりますとかえつてむりを生じまして、今度は逆に全部書類でばん／＼却下してしまふといふことになりまして、かえつて処理の円滑を欠くといふようなことになりかねませんので、これはやはりお互いに勉強いたしまして、なるべく早く処理するといふのは、これはなかりうかと思ひます。さうなものでございすが、ただ今申しましたやうな一定の期間に済まない場合におきましては、役所といつたしましても訴訟等に訴えられたいことに相なりま

すので、その点から申しますとやはり相当促進し得るように行き得るのではないかと、かゝるに考へておりますし、またさういふ方向に鋭意努力いたしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私はあえて訴訟を好むものではないと思ひます。また一般の國民も訴訟を喜んでやるべきものではないと確信しておりますが、政府といつたしましてはこの再調査をいたされた場合において、これについて異議のあつた場合においては、国税庁に對していはゆる審査請求することができ、さういふ建前になつておる。私はこの

国税庁に對する審査請求に對しまして、従来の観点からいたしますと、同じ税務署の署員が参りまして、まあこの辺で負けておきなさい、国税局に行きますとまた加算せられるおそれがありますからといふやうなことから、済んでおつた場合があるのではありません。今回はさういふことは全然ないと思ひます。確信いたしますが、当局の御意見を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 たゞ／＼申し上げますが、審査の請求につきましては、今申しましたやうに、第一段階ではまず調査しました当該税務署長に對しまして再調査の請求をいたすわけでありまして、それには對しまして三月以内に決定がない場合におきましては、請求の審査の手續に移るのでございます。さうしましてさらに三月たちまして出ない場合におきましては、納税者といつたしましては行政訴訟もできるといふことにいたしておるわけでございますが、政府としてではできる限りその期間内に、あるいはできる限りさらにそれよりも短かい期間内に、そのやうな場合におきましては処理をはかるというつもりでございします。極力さういふ方向で努力いたすといふことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

なお一番問題は、むしろでございするならば審査の請求が出ないやうな調査をいたしまして、それに基づいて更正決定をやるというのが一番大事なことではないかと、今後におきましては特にさういふ点に力を加えて参りたい。先ほども申し上げておりますやうに、大体普通の納税者の場合におきましては、前年の実績で申告をしていただき

ますと、原則といたしまして予定申告に對しましては更正決定はいたさないのでございます。従ひまして確定申告に對しましては、今後はよく調べた上更正決定を行う。その際はよく調査した上で、できる限り間違ひのないものを調べまして更正決定をして参るやうにいたしたい、さういふ考へでございします。

○三宅(則)委員 ついででありますからちよつと関連して御質問いたすのであります。訴訟といふのは、やはり税に關する訴訟であります。が、一併訴訟に對する受付のところが構想はございしますか。今裁判所であると思ひますが、どういふふうな税に對して裁判所がどういふ構想を持つておられますか。これを承りたいと思ひます。

○平田政府委員 どういふ構想といふか、御質問の趣旨がよくわからないうです。普通の地方裁判所は税に對して第一審になりまして、それ／＼納税者は地方裁判所に訴へることができ

るわけでありまして、

○三宅(則)委員 それでは地方裁判所の租税部とか、あるいは商事部といふことであらうと思ひますが、はなはだ失礼と思ひますけれども、判例に経験の深い人を判事とかあるいは裁判官といふ方面にまわしていただくことが必要であらうと思ひますが、これに對して政府は何か手を打たれますか。

○平田政府委員 裁判所におきまして最近租税に關するケースに相當關心が大きいので、おそらく裁判官、裁判所におきまして、さういふ事態に對して十分の勉強をしていただきまして、また準備をしてもらえるのではないかと存するのであります。政府と

しましてはお話のやうに、いたずらに裁判に持ち込むのが能ではないのでありまして、あくまでも政府の側においてできるだけ誠意をもつて、あるいはよく調べて片づける、どうしても片づかないものが、裁判に行くといふことにおきましては、誤解のないやうにお願ひしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 はなはだしつこく質問いたしまして恐縮でございますが、私の承るところによりますと、現今の租税に對する裁判といふものはきつたといふやうなことを言つておりますが、そんなものでありましてさうか。さうするとこれからにしても、税に對する裁判は相當に少いものと私は鑑定いたしておりますが、いかがなものでしょうか。

○平田政府委員 訴訟の件数としては大体お話をのくらの件数のやうであります。ただ一件につきまして相當数多くの納税者が一ぺんに出してゐる例もございしますし、納税者の数から行きま

すと現在でも相當な件数のやうであります。であります。今申し上げましたやうになるべく訴訟に行かないで済ませたい。しかし政府の解決に不満であるとか、あるいは一定期間を経て政府が解決しない、さういふ場合におきましては、納税者としてはいつにても出訴する権利を認めておる、さういふ意味合いにおきまして相當効果があるだらう、かゝるに考へております。

○三宅(則)委員 もう一点伺ひたいしますが、所得税等の申告をしなかつたもの、または過少申告をいたしたものの、さういふものには對しましては百分

五といふ罰金に類する税金を加算せられるやうに考へられますが、これはいかん構想でありませうか。私はむしろさういふものがないやうに早くから宣傳することが必要であり、また國民自身もこれを納得るやうに了解せしむることがよろしいと思ひますが、政府のお考えを承りたいと思ひ

ます。

○平田政府委員 今回従来の追徴税の制度を改めまして、過少申告加算税と無申告加算税と重加算税と、この三つの制度にはつきりわけたのであります。さうして期限内に申告いたしまして、あとで税務官庁で調べました正し額と比べて少い場合におきましては、その不足額の五割の過少申告の加算税を徴収するのであります。期限内に一応少い申告をしましても、その後税務官庁において正規の調査に着手する前に、納税者が自発的に追加申告をいたしますれば、その場合は五割も課税いたしません。

それから無申告加算税と申しますのは、期限内に申告して来なかつた場合に對しまして、これはさらに相當高い加算税を課することになつております。最初一月以内に遅れて申告して来た場合におきましては一〇%、二月以内の場合におきましては一五%、三月以内には二〇%、四月以内の場合におきましては二五%、それ以後はもうすべて申告して来なかつた場合には、二五%の加算税を課することになつております。これは何と申しましたも申告納税でございしますので、もちろん役所におきましては十分注意して、周知徹

底には努力するのでありますが、何と申しましたも納税者から申告していただくということがまず第一でありますので、そのような意味におきまして相当しい加算税を課することにしたしておりますのであります。もつともこの場合におきましては後に申告して来ますれば、申告して来ました分につきましては、五割ずつ軽減することにしたしております。もちろん税務署の正規の調査着手前に、自発的に申告して来た場合のことです。

さらに虚偽の申告等をした場合におきましては、脱税に該当する場合も相当あるかと思ふのでありますが、脱税として刑事事件で訴追するということになりますと、なか／＼慎重を期さなければなりませんし、またいたずらに刑事事件に付するということには、必ずしも目的を達するゆえんではありませんから、そのもう一つ前の段階として、虚偽の申告等によりまして不当に少しい税額しか納めなかつたという場合におきましては、重加算税を課しまして、五割まで課税し得ることとしたのであります。こういう制度によりまして相当申告の促進をはかることにいたしました。もちろん政府といたしましては税法及び各納税者等につきましても、十分事前に宣伝をし、あるいは所得の申告等につきましても、しかるべき趣旨をよく伝えまして、正しい申告が出るように努めたい、かように考えております。

○川野委員長 大蔵大臣がお見えになりましたので、大蔵大臣に対する質疑を願います。

○三宅(則)委員 それでは一、二点だけ大臣に根本のことを伺ひましてあと

は譲ります。

今主税局長に伺ひました通り、国民の方にあやまちがあつた場合あるいは意慢の場合には、相当罰金刑に類するところの税金をとられるのですが、私は官吏の方の意慢もしくは未熟のために、国民に税を高くきめ過ぎた、反対に国民に對する税を軽くきめ過ぎたという場合においては、官吏も相当責任を負う、こういう方法を講じたらどうかと思ひますが、大臣のお考えを承りたい。

○池田(國務)大臣 官吏につきましてあやまりのあつたときには、これに對して懲戒その他の方法があるのでありますが、課税について低かつた場合はなか／＼わかりにくくございませう。税法できめたよりも高くむりな決定をした場合においては、これに對して救済手段があるのであります。内面指導といたしましてむりな課税のないようにはいたしておるのであります。その人が常にむりな課税をするというふうなきらいがございしましたならば、やはり適當な措置をとりたいと考えておりますが、これに對して刑法上とかあるいはその他の重い責任を負わすこととは、なか／＼今の状態では困難ではないかと考えております。

○三宅(則)委員 それではもう一つ非常に國民に迷惑をかけた場合たとえばすでに税金を納めたにもかかわらず、手紙を出したり差押えをするというふうなきびしい令書を出しまして、その人がこんなことはない、すでに納めたといつて持つて行く。そして電車賃を使い弁當錢を使つて行つても、それ

を見た今までの税務官吏は御苦労さんと簡単に片づけて、その費用弁償は一つもしておりません。私は国家といたしましては、国家のあやまちによつて國民に迷惑をかけた場合においては、多少その費用弁償をしたらよろしいと思ひますが、これに對する大臣の御構想を承りたいと考える次第でございませう。

○池田(國務)大臣 御承知の通りに過誤納金——あやまつてたくさんとり過ぎたという場合につきましては、これに利子をつけて返すようにいたしておるのであります。私といたしましては、もうすでに税金を納めておるにもかかわらず、納税者に呼出しを出したりなんかすることがあつてはならないのでございまして、いつかそういう例があらうとしたから、罰金処分を付せよということとを申したのでありますが、その後この問題は納税者にも瑕疵がございまして、そのまゝになつたような事例もあるものであります。今後の場合といたしましては、行き過ぎた行為によつて納税者に迷惑をかけるようなことがありましたならば、実情を調べまして、できるだけ行政上の措置をとりたいと考えております。

○三宅(則)委員 よくわかりました。それではどうかさういふことのないように、下僚官僚に厳達していただきたくと思ひます。

もう一つ承りたい事柄は、午前中ちよつと伺つたこととありますが、大蔵大臣でありますから全般に通曉するものと考へますので申し上げたい。現今の国税というものはもちろん税務署長が決定するのでありますが、これに

對しまして、地方税もやはりこれにならつてやるといふことが今までの例のやうでございませう。しかしむしろ私はこゝは國は國、地方は地方というやうに單独の機關を設けられまして、正確に計算することが必要であらう。たとへて言うが、今日の場合におきましては、国税が高きめられたやうな場合におきましては、從つて地方税もこれによつて高く決定を受けるということになりまして、非常に迷惑をしておるものがあるものであります。私どもは今後大臣といたされましては、国税は國税、地方税は地方税という大きな観点から、よく地方の状況に即するやうな方法でもつて決定するようにしていただきたい。たとえば地方に關しましては、町村長なり財務關係の吏員なりを動員いたしまして、地方は地方的に見るという方法を講じたらどうかと思ひますが、これに對する大臣の構想を承りたいと思ひます。

○池田(國務)大臣 今回の中央地方を通じます税制改正によつて、国税と地方税とは全然別個のものとなつたのであります。昔の事業税は所得税と連なつておつたやうな場合もございまして、それが、原則といたしましては事業税は地方官庁の責任においてきめるといふので、一致の方法をとつておりません。今度事業税がなくなりまして、別な特殊な計算方法によります附加価値税等は、何も国税と關連のあるものではありませう。ただ問題は住民税におきまして所得税を基本にする關係上、この点だけは残りますが、所得税が高いために住民税が高くなる、これはしかたがない。所得税が高くて困りますなら

ば、所得税を高くしないように直すといふことが先決問題であるのであります。今後は、税の執行を十分適正ならしめるよう努力いたしておりますから、納税者の不平の声もだん／＼少くなると思ひます。またその方向に向つて努力して行きたいと思ひます。

○田中(總)委員 大蔵大臣がお見えになりましたので伺ひをいたします。今度の予算の編成の基礎になつております二十五年度の國民所得の推定の問題について——これは他の方々からも質問が出たことと思ふのでありますが、われ／＼がいただいた政府の資料によりますと、前年度より相當の増加を示しておるのであります。その増加したという推定の根拠について、たとえば生産指數をどの程度に押えられておるか。同時に全般的に申しますならば、政府がたび／＼申されるように物価も安くなつておる、こういう傾向のもとにあると思ふのでありますが、その意味において物価水準というものをどの線に見きわめられての算定であるか。こうしたことにつきましての大蔵の御見解を伺つておきたいと思ふのであります。

○池田(國務)大臣 國民所得と税の問題に關連いたしまして、國民所得の算出の根拠、こういう御質問だと思ひます。私は特別の所管でございせんので、安本から聞いたのでありますが、大体物価は横ばい、生産は物によつては違ひますが全体としてある程度ふえる、それであらう三兆何億とかを計算されたと思つております。

○田中(總)委員

せられたものでありますけれども、私は国家財政を案ずかつておられる大蔵大臣としても、この数字が基礎になつて、たとえば国民の税負担の軽減——われ／＼は大蔵大臣の言われるような軽減はないという見解を持つておられるのであります。大蔵大臣の方ではやはりそういう点を考慮に入れての税の軽減になる、こういう御認識だろうと思ふのであります。そこで大蔵大臣に次にお伺いしたいのは、今度国税の面におきまして、前年度に比べますと九百億余りの減税になつておられることは、予算に載つておる通りでございますが、この三兆二千五百億という国民総所得のうちで、国税の方はわかるのでありますけれども、地方税を含めた税の對象になつておる所得額をどの程度に押えられたか。もちろん基礎控除その他の関係の部分に、三兆二千五百億のうちで出て来る部分もあると思ひますが、この三兆二千五百億は税その他の配分関係においてどういふようにお見込みになつておられますか。御説明を願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 お尋ねの趣旨が少しかかりかねるのであります。地方税を含めてどう見たかというお尋ねであります。——国民所得は国民全体の所得を一定の方法で計算いたしておるわけでございます。所得税におきましては前々から申し上げておりますように、昭和二十三年年度の課税実績をもとにいたしました。それに對しまして一定の指数を延ばしまして、それで課税所得を計算いたしておるのでございます。その延ばす場合におきましては前回も御説明いたしましたように、大体

において国民所得の延ばし方と同じような方法でやつておりますが、ただ税務の所得計算と国民の分配所得の觀念と若干違ふ場合がございますので、そういう点は矯正いたしまして指数を適用しておるのでございます。どういふ点でございますか、お尋ねの点が少しはつきりしないのであります。……

○田中(義)委員 もちろん国税の面において、この国民総所得の中でどの程度が課税対象になるかという部分が出て来る。そのほかに国税とは別な、今大臣も申されましたように、この国民総所得の中で、地方税の関係において押える部分が出て来る。それから前々国会であつたかと思ひますけれども、本委員会においてたゞば風早君から申されたような形において、まだ課税の部分に押えるべき所得がある。こういう問題との関連において私はお伺いをしておるのであります。もちろんこれは直接大蔵省の關係でないことは承知いたしておりますけれども、本年度の予算の編成過程において、地方財政というものは平衡交付金の關係を除いた以外は、地方税の収入によつてまかなうという建前になつておる關係から、その關係においてこの国民総所得の中でどの程度のものが押えられておるか。もつと率直に伺ひますならば、地方税として国民が負担すべきものを、大蔵當局としてはどの程度を押えられておるか。この点でございます。

○平田政府委員 おそらくあるいはこういう意味でございます。一つの資料がございまして申し上げますが、総体の国民所得に對しまして、国税と地方税を通じまして總体の負担がどれくら

いになるか、何割になるかという点でございます。一つの資料がございまして。ただこの点についてはシャウプ博士も言つておるやうに、日本の国民所得の基礎の統計が非常に不十分であるから、必ずしも国民所得につきましては、出て来ました結果の数字がよいかわからぬという意見がございまして、そういうような点を別にしまして、一応安本で計算しておきます。国民所得をもとにした国税、タバコの専売益金、地方税を含めました最近の負担割合を示しますと、昭和二十三年度が二四・二%、二十四年度が二五・五%、二十五年度は目下政府の考へております計画によりまして、二三・二%に下ることになつております。この場合は地方税は總体で千九百億程度見込んでおります。

○田中(義)委員 国民所得の算定の基礎というものが、日本においては非常にあいまいであるというところは、シャウプ使節も指摘しておる通りでございますが、どうもいろいろ税の關係その他からこれが軽減になるのだ、増徴になるのだという議論の場合に、どうもこのきわめて基礎のあいまいなところから出た国民所得が引合ひに出されるのであります。そういう意味において、次に御質問を申し上げる問題とも関連するのであります。従つて若干の税率における引下げが行われまして、所得額の押え方というものによつて軽減された税率も、税全体の負担額の点から見れば、もちろんこれは所得が増加しているから當然と言へばそれまであります。所得の増加そのものがあまいだ、こういう観点から

われ／＼の議論も出て来るわけでありまして。そういう意味でお伺ひしたのであります。次に私お伺ひしたいのは、今度の勸告案によりまして最高五五%を適用するのを、三十万円から五十万円まで引上げたのであります。この三十万円を五十万円まで引上げた關係において、税収の点でどの程度の開きが出て来るか。それからこれは大蔵大臣も非常にお考えなつたと私漏れ聞いておるのであります。五五%を五十万円まで押えるのを百万円まで引上げる場合におきまして、われ／＼ばかりに今度の改正案による五十万円を百万円まで引上げることにしまして、この間の累進率の定め方にもよると思ふのであります。が、われ／＼はまず百億から二百億程度の租税の減収が考えられるのではないかと、かように考へておるのであります。大蔵當局にいたしまして、これを今後の問題といたしまして、かりにこれを百万円まで五五%ということにいたします場合に、どの程度そこに数字的な開きが出て来るかというところを御検討せられたかと思ひます。……

○平田政府委員 大体シャウプ案によつておられます。今度の提案は五十万円を越える場合に百分の五十五に改めたのであります。そのための減収額は十八億七千三百万円程度でございます。なおさらに最高税率を百万円にいたします場合には、その下のもの税率をどうするかという問題がございまして、

いろ／＼な方法があるかと思ひますが、必要でございませうれば後ほど計算をいたしまして御説明申し上げてつけようと思ひます。

なお先ほどお尋ねがありました。が、来年は大體安本の見通しでは物価は横ばいで、生産が増加することによつて国民所得がふえるという見込みであります。従ひまして生産がふえて国民所得がふえるというところは、今までのどつちかと申しますと物価水準が上つて、名目的に国民所得がふえるというのと違ひまして、實質的に国民所得がふえる。それこそ私どもはほんとうの租税力の増加だと考へます。もしもふえるといひましたならば、そういう際におきまして減税をやります。今申し上げましたようにパーセンテージも、二十四年に比べますと二十五年は相當下ることになりまして、計画通り参りますれば、私は實質的に相當な減税になるのではなからうかと考へておりますことを申し添えておきます。

○田中(義)委員 国民所得の問題については、先ほど農林大臣にもお伺ひしたのであります。が、たとえば農家所得の問題で、個人当りをとつて参りますと、最近における農家人口の増加、またどちらかといへば稼働率の減少というやうな点を考へて参りますと、農家の個人当りの所得の減少という傾向が出て来るのではないかと、この点で、これは農林大臣にもお伺ひしたのであります。その点の論議は別の機会に譲ることとして、次に大蔵大臣にお伺ひしたいのであります。五百万円以上についてきわめて低率な富

裕税を課することに、今回の提案がな
つておるのでありますが、この五百万
円以上の累進率を、われ／＼はもう少
し引上げるべきではないかという見解
を持つておるのであります。五百万円
までは当然五百万円以上五五五の額
で、所得税の関係に相なつて来るので
ありますが、私はそういう関係から、
この五五五という最高率を上げるこ
と、またその間における累進の関係を
考へて行かなければならないのじやな
いかと思つてゐます。主税局長の御答弁
では三千万円を五百万円に引上げた関
係から、十八億七千三百万円減少にな
るとのことでございますが、この間
の富裕税の対象になる五百万円ある
は百万円以上の所得、これをもう少し
税の面において捕捉する点が、これは
もちろん階層別で、どの程度に百万円
以上五百万円までの所得があるかとい
う関係等が出て来るのでありますが、
この点について大蔵当局として今回の
税制の改革にあたりまして御研究にな
つた点がございませうか。

○平田政府委員 所得の階層別調べ
は、今画一私ども二十三年度の課税
実績に現れました統計をもとにいた
しまして推計いたしましたのを、たし
かお手元に予算の説明の付表としてし
て差上げてあるはずでございます。そ
れによりましてごらん願ひたいと思ひ
ますが、大体今回の税制改正の趣旨等
からいたしまして、極力高額所得者
につきましては調査の徹底をはかりま
して、課税の充実をはかつて参りた
い。一面におきましては税率も相当合
理化されましたし、また他面におきま
しては富裕税その他の課税によりまし

て、相まちまして相当適正な課税がで
きるのではなからうかと考へておるの
でございます。ただ最近戦後におきま
して、相当營業所得の関係で個人所得
がふえたのがございまして、またそ
ういふ面におきましては相当減つてお
る面もございまして、今後どの程度大
所得者が健全に伸びて行きますか。そ
の辺は非常に問題があるかと考へて
おるのでございまして、なお富裕税の税
率につきましては、五千万円を越える
場合は千分の三十つまり百分の三です
が、これは前々から申し上げておりま
すように、かりに財産に對しまして收
益が一割まわつてゐる場合を考へます
と、所得に對しましては実は百分の三
の税率になるのでございまして、株式
の利回り等は最近ではもつと低いよう
でございまして、一割まわつてゐる場合を
考へましてそのようでございます。従
いまして所得税の五五五と富裕税の一
割まわつてゐる場合の三〇％を加えま
すと、やはり高額の財産所得に對しま
しては八五五という累進率になるの
でございます。この点は所得税の最高
率だけ御留意願ひませんで、やはり富
裕税が所得税の補充税としてあります
ので、その点にもらひ合せて御検討願
ひたいと考へておるのでございまして。

○田中(鐵)委員 次に地方税について
二、三点伺ひたいと思ひます。これは
国税に關する問題とは直接の關連は
ないわけでありまして、勢ひ當然問題
になるわけでありまして、その点はあ
まわしにいたしまして、大臣に法人の
退職金等の積立金に對する課税の問題
について伺ひたいのであります。あり
ます。労働協約によりまして退職金の規

定ができて、当然会社において積
立てをしなければならぬのでありま
すが、現在これに對して課税せられる
結果に相なるのであります。しかしこ
の積立金は言うまでもなく私は一種の
会社の債務だと思ひます。従つてこれ
に對して課税せられる結果、積立金と
いう當然の義務を経営主と申します
か、資本主と申しますか、が怠るよう
な結果になる。従つて首切りがあるとか
さういふような事態が発生いたしまし
たときに、労働協約によつて退職金の
條項が定まつておりまして、実際に
積立金がないという結果退職金をもら
えない。従つて会社工場等におきまし
て人員整理を行うときには、整理資金
を、また銀行等に融資を申し込んでお
るといふのが実情ではないかと私は思
うのであります。この点労働協約等に
よる労働者の退職金等の積立金に對す
る課税をやめてもらひたい、われ
われは考へるのであります。この点に
ついて大蔵大臣としていかなる考へ
を持つておるか、承りたいと思ひま
す。

○池田國務大臣 お話の通り特別法に
おきまして退職金を積み立てることに
なつておるのであります。積み立
てられた退職金は、銀行預金とかある
いは特別の経理をせずに、そのまま会
社の一般の財産と同じように使つてお
られるのであります。従ひましてわれ
われとしては会社の実情から申しまし
て、一應積み立てられてそれがいろ
いろな資産にかつて来ておる。退職
金を拂うときには、それを損金にする。
これが実情に沿つておると考へてや
つておるわけで、実際退職金が出た期

の損金というふうにいたしておるの
であります。それでこれに課税をしない
ことにいたしました場合に、その残り
の課税しないことにしたその金が、ど
ういふふうにして使われるかというこ
とになります。やはり会社はその金
を普通に運用をやつて行くと思像でき
るのであります。従ひまして課税して
もしなくても、私は会社の経理にはさ
したる影響はない。会社が一度に整理
をするときに、やはり金を遊ばしてお
くわけでありませんから、やはり銀行
から融資を受けるというふうにならざ
るを得ぬのではないかと私は考へてお
ります。

○田中(鐵)委員 その点については、
どうも最近の経営者側の態度を見て參
りますと、もちろん首切り等の場合は
別であります。停年その他の関係で
退職する等の場合、これはまあケース
としてもあまり多くあるべき筋合いの
ものではないのであります。どうも
その点についてせつかく労働協約等に
おきまして規定ができておつても、き
わめて不安な状態にあることは事実で
ございまして、この点については、
大蔵当局においてさらにひとつ課税の
問題について御研究を願ひたい、かよ
うに思ひわけでありまして。

そこで大臣にあつた地方税につきま
して、これはもちろん大蔵大臣の直接
の所管ではなくなつたわけでありま
すが、附加価値税の算定の問題につきま
しては、従来の事業税とはうんと趣が
かわつて参るのであります。ことにこ
れは従来の純益というふうな考へ方
ではなくて全収入に對しての課税、こ
ういふことになる關係から勢ひ非常に幅
が広くなりまして、労賃の部分に對す
る課税ということにも相なるのであり
ます。そこで事業が赤字であらうと、繼
續しておるところには当然この税金が
かけられるというふうな關係になりま
して、これはある意味から見れば一種
の流通税、その意味において取引高税
の再現ではないかというふうな解釈、
見方も出て来るのであります。この
附加価値税の押え方につきまして、や
はり所得税におきましても相當の負担
をしてゐる国民の側といたしまして、
特に財政全般の問題を心配してもし
なければならぬ大蔵大臣として、御
考慮願ひなければならぬ問題だと思
うのであります。この点について大蔵
大臣はいかようにお考へになつてお
られますか、承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 この附加価値税の性
質でございまして、なか／＼議論のあ
るところであるのであります。私はシ
ヤウ博士の勧告案が出ます前に、こ
の問題について二、三回議論したこと
があるものであります。これを外形標準
的の營業税のような考へ方で見ると、
あるいは事業税的な考へ方で見ると、
いろいろ／＼な議論があると思ひのであ
ります。何分にもまだ世界でこゝにい
う税法を施行してゐる国はないのでござ
います。今後問題になると思ひるのであ
ります。大体原則として例外的
には赤字の場合も課税するといふよ
うなことが起るのであります。が、原
則といたしましては、やはりその名の
示すがごとく価値の増加した場合に課
税する建前に相なつておるのでありま
す。われ／＼これを取引高税の變形と
いうふうには考へておりません。税法

込まれるものは見込み、また自然減収の見込まれるものは見込んで補正をいたしたのであります。勤労所得税あるいは法人税、酒税につきましては相当の自然増収を見込みました。そうして問題になつております申告納税、すなわち中小商工業者あるいは農業者の納めます申告納税につきましては、二百億近い自然減収を見込んでおつたのであります。これは御承知の通りであります。しかるところ、その後の情勢から申しますと、法人税におきまして、また酒税におきましては、ある程度の自然増収が出て参りました。補正予算以上の自然増収が出て参りました。勤労所得税につきましても、ある程度の自然増収が見込まれますが、中小企業あるいは農業者を主体といたします申告納税につきましては、自然減収が見込まれるのではないかという情勢にあるのであります。これは経済界の変動その他によりまして、自然減収が来ることと思つてあります。こういう内訳になります。全体といたしましては自然増収はそうたくさんは出ない、こういう考えを持つております。昨年度二十三年度におきましては、税の自然増収は三百億近かつたと思つております。しかし今年はそんなにはとも出て参りません。また出ないのがほとんどだと考えております。税の自然増収以外のいわゆる他の方面への剰余金という問題になつて参りますと、これは均等予算の建前から、また先般の国鉄の裁定に基きまするそれと関連いたしました一般の公務員に対する給與等の流用その他で出し

ておりますので、剰余金というものは、いわゆる不用額というものはあまり出て来ないものと考えております。ただタバコの益金なんかにつきましては、四、五億くらいは赤で済むだろうと考えておりましたが、このごろのタバコの売れ行きは芳しくないで、こういうものの減収を相当見込まなければならぬので、十五億か二十億くらいは赤が出るのではないかと、こういうことを考えて参りますと、全体から申しまして、大体均衡のとれたものになつて考へております。何分にも税の方には四月に入つて来る税も相当あります。確定いたしましたのは五月の終りくらいでございまして、今から予測はできませんが、大体の見通しといたしましては、今お答えしたような状況であるのであります。

○田中(総)委員 手元にあるところでは、源泉徴収と法人税との関係におきまして相当な増収が出るのではないかと。これは大抵源泉徴収で九十億、法人税で五十一億、総計して百四十億くらいは自然増収が見込まれるのではないかと。資料を尖は持つておるわけであり。大臣の申されるごとく、に、事業所得、申告所得の面における自然増収の関係を詳細にいたしますれば、はたしてどの程度に出るかということ、これは年度末あるいは四月、五月の確定を待たなければわからない問題であると思つて、われ／＼必ずしも自然増収という形で——これはある意味から見れば一つの末端機構におけるかなりむりな課税、または所得の押え方というところから出て来るといふ意味におきまして、これは多くのわれ／＼期待を持つものではありませ

んけれども、少くとも源泉関係で、勤労所得の関係で出て参りますところのわれ／＼の持つておる数字である九十億、こういうような問題は、勢いわれわれは政府に対して熾烈に要求いたしております。ベース改訂の問題とも、関連をもつて来るのであります。これらの問題については、いずれまた別の機会にさらにお伺いをするかも知れません。かと思ひますし、なお政府委員の主税局長に對しまして、技術的な問題について若干の質疑が残つておりますが、大臣に對する質疑はこれで終ります。

○川野委員長 それでは税法案に對する質疑は後日に譲ります。

この際ちよつとお諮りいたしますが、午前中の委員会におきまして、明日の公聴会における公述人の選定報告をいたしました。が、一般公述人として申出のあつた東京都セメント建材商業協同組合理事長の寺山三郎君を、公述人として追加選定したいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○川野委員長 御異議がないようでございますので、さう決定いたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十五年三月二十七日印刷

昭和二十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所